## 1 「権限移譲推進方針」の策定について

## 基本的な考え方

・住民に身近な事務は市町が処理できるよう、県と市町の役割分担に応じた権限移譲 を推進する。

〈県の役割〉

- → 広域的調整を必要とする事務や専門的知識や技術が求められる事務 〈市町の役割〉
  - → 住民の利便性向上につながる事務
  - → 市町が自主的かつ総合的な行政を担える事務

## 権限移譲の進め方

- (1) 移譲推奨事務メニューを策定し、市町が柔軟に事務を選択できる仕組みとする。
  - 〈「移譲推奨事務メニュー」掲載事務の考え方〉
    - ・住民の生活に密接に関連し、住民の利便性が向上するもの
    - ・行政の効率性、迅速性が増すもの
    - 特色ある地域づくりを可能にするもの
    - ・市町から特に移譲の要望のあるもの
- (2) 県・市町の協議により移譲予定事務を決定する。
  - ・県と市町が十分に協議し、策定した移譲推奨事務メニューの中から、移譲 予定事務を決定
- (3) 重点移譲事務を選定し、積極的に権限移譲を推進する。
  - ・既に多くの市町に移譲実績のある事務
  - ・法令改正により移譲される事務に密接に関連する事務
- (4) 市町から移譲事務の要請があった場合においても、協議の上移譲を行う。

市町の要請を受けて権限を移譲するに当たっては、当該市町の事務処理体 制等に関し、あらかじめ十分に協議を行い、権限を移譲

## 円滑な移譲に向けた支援策

- (1) 財政的支援…事務処理経費について、移譲事務市町交付金を交付する。
- (2) 人的支援…市町からの要望に応じ、市町職員の研修や県職員の派遣を実施する。
- (3) その他の支援…移譲事務に関する説明会の開催や事務処理マニュアルの作成を行う。